

(別紙) 産業廃棄物種類一覧表

次のNo1～12 の品目が事業者から排出された場合、すべて産業廃棄物となります。

No.	品目	詳細
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
12	ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん

No13～19 の品目が太枠内の事業者から排出された場合、産業廃棄物となります。

それ以外の事業者から排出された場合、一般廃棄物となります。

No.	品目	事業者	詳細
13	紙くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
		紙・紙加工製造業、印刷出版業	紙、板紙のくず等
14	木くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず
		木材・木製品製造業、パルプ製造業	木材片、おがくず、かんなくず等
		物品賃貸業	不要な木製家具等
		全業種該当	貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず
		繊維工業（縫製を除く）	木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物系残さ	食料品・医薬品・香料製造業等	豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19のそれぞれに該当しないもの（コンクリートの固形化物、灰の溶融固化物等）	